

親子分離の要件

	実体要件	司法審査	その他
条約9条 1項	その分離が 児童の最善の利益のために必要である と決定する場合	subject to judicial review	利害関係者の手続参加と意見を述べる機会の保障（9条2項）
児童の権利委員会	親からの子の分離が 最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する 場合（甲4）	義務的司法審査 (mandatory judicial review)を導入（甲4）	明確な基準を定めること。 子どもおよび両親の意見を聞いた上でなされること。
	子が差し迫った危険にあり、その他必要な場合のように、最後の手段としてのみなされるべきであり、より非侵害的な方法で子を守ることができるように分離されるべきではない。（甲32）		
自由権規約委員会	最後の手段としてのみ、子どもの保護と子どもの最善の利益のために必要な 場合（甲37）	義務的司法審査 (mandatory judicial review)を導入（甲37）	
米国	通常の逮捕の要件： 「子が危険にあると信じる相当な理由の有無」の調査（甲7） 子の保護の場合： 子を確保するやむにやまれぬ州の利益の有無であり、この調査は、子が危険にあると信じる相当な理由の質問を超えて、 子が十分に危険にあり隔離が選択肢となり、その場合でも、州の子を保護する利益の促進のため、それが最も制限的でない手段であるかどうかに焦点を置く （甲7）	逮捕として（義務的）司法審査が必要（甲7）	

児童福祉法 33条	「必要があると認めるとき」		
原審（20頁）	児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するという本条項の目的を指針として、 児童の福祉の観点から一時保護の必要がある 場合	取消訴訟等の申立てによる司法審査	